

## 協議事項

### 1 導入修習の分野別実務修習への効果や影響等について

(出題理由及び協議事項)

導入修習については、第68期以降3期分が実施され、修習開始段階で司法修習生に不足している実務的知識・能力に気付かせ、かつ、より効果的・効率的な分野別実務修習が円滑に行えるようにするという二つの目的に照らして、一定の成果が上がっているものと考えられるところであるが、今後とも不斷に検証を継続しつつ、引き続き改善に努めていく必要がある。司法修習生に対するアンケート結果や昨年度までの協議によれば、自己の知識等の不足に気付きながらも自学自修を行っていない司法修習生や、そもそも自己の知識等の不足に気付いていない司法修習生も一部に見られるところである。そこで、主として、司法修習生が自己の知識等の不足に気付いて自学自修に結び付けることができているかという観点から、導入修習の分野別実務修習への効果や影響等について伺いたい。また、分野別実務修習への円滑な移行という観点も含め、導入修習の今後のカリキュラム等に対する要望があれば伺いたい。

### 2 分野別実務修習の実情及び充実方策について

(出題理由)

昨年度までの協議等によれば、実務修習ガイドラインの周知、同ガイドラインに沿った指導の実現が順次進んでいるものと考えられるが、引き続き課題があればそれを克服すべく工夫を重ね、更なる質の充実を図っていく必要がある。各分野とも、同ガイドラインで求められている数値目標自体については、概ね達成できていたり、達成に向けた改善が見られるところであるが、今後は、これを前提

としつつ、更なる質の向上に向け、指導上の工夫を図っていく必要がある。そこで、分野別実務修習の質を更に向上させるための方策等について協議したい。

(具体的協議事項)

- (1) 各分野別実務修習において、限られた期間内で同ガイドラインに沿った指導を可能な限り達成し、更なる質の向上を図るための工夫について（例：法廷等の傍聴と起案のバランス、起案内容の在り方、裁判員裁判の修習機会の付与、捜査・公判修習で取り扱う事件の在り方、修習に適した既済記録の活用、「弁護実務修習に対して望むこと」で示された方策等）
- (2) その他、分野別実務修習を更に充実させるための方策について

3 選択型実務修習の実情及び充実方策について

(出題理由及び協議事項)

- (1) 選択型実務修習の一層の充実を図るため、各庁会において、個別修習プログラムの提供方法（実施日数・方法等）を工夫したり、実施時期を調整するなどの取組がされているところであるが、プログラムによっては応募者数が少ないなどの指摘も見られる。そこで、このような点も含めて、選択型実務修習の実情やその充実を図るための工夫等を伺いたい。
- (2) ホームグラウンド修習の実施の在り方について
- (3) 人権関係の修習プログラムについて

以上